

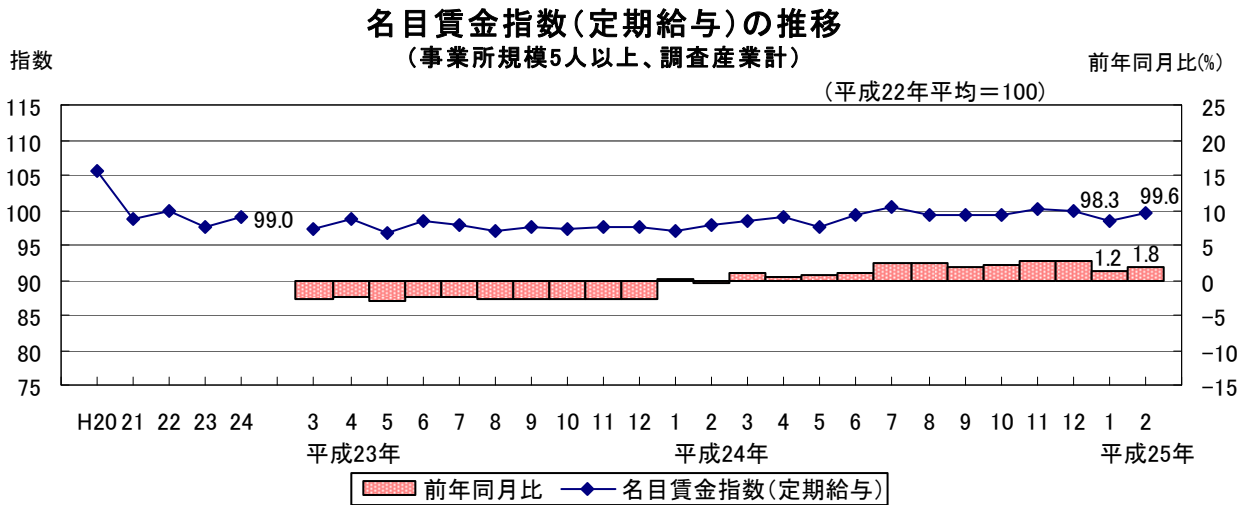
毎月勤労統計調査地方調査結果速報

平成 25 年 2 月分

平成 25 年 2 月分の静岡県の賃金、労働時間、雇用の動きについて調査結果を公表する。
(事業所規模 5 人以上、調査産業計)

1 賃金

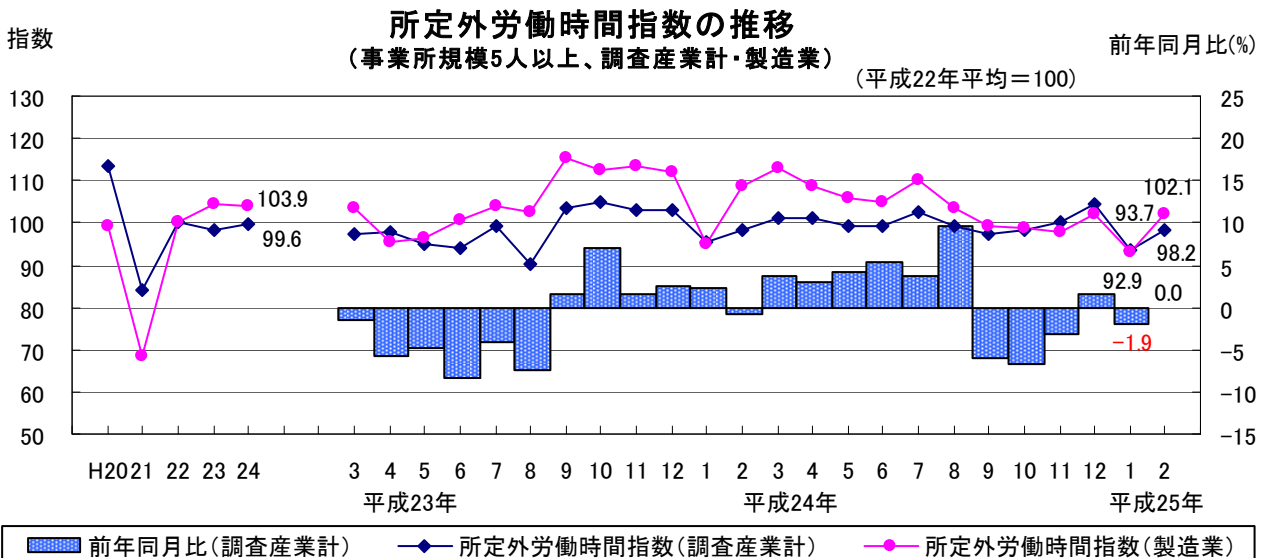
1人平均定期給与(所定内給与+超過労働給与)は 257,605 円、名目賃金指数(定期給与)は 99.6 で、前年同月比 1.8%増と 12か月連続で前年同月を上回った。



2 労働時間

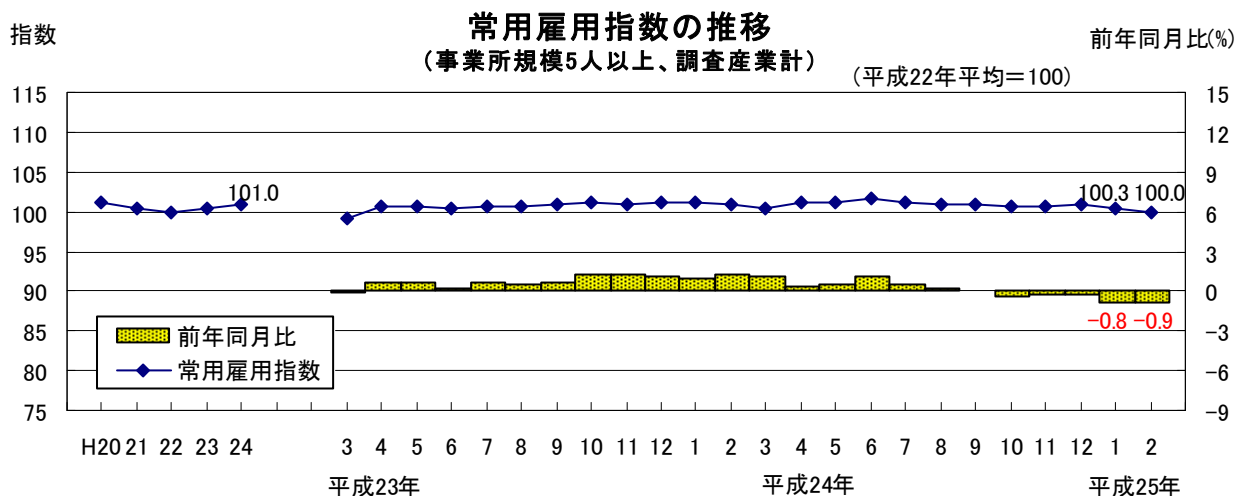
1人平均所定外労働時間は 10.9 時間、所定外労働時間指数は 98.2 で、前年同月と同水準であった。

常用労働者の約3割を占める製造業の所定外労働時間は 14.3 時間、所定外労働時間指数は 102.1 で、前年同月比 6.0%減と6か月連続で前年同月を下回った。



3 雇用

常用労働者数は1,380,947人、常用雇用指数は100.0で、前年同月比0.9%減と5か月連続で前年同月を下回った。



(参考)

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして、本県の事業所規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

<調査事項の説明>

調査産業計: 日本標準産業分類(平成19年11月改定)に定める、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)

現金給与総額: 定期給与＋特別給与

定期給与: あらかじめ規則で定められた支給条件、算定方法によって支給される給与
(定期給与＝所定内給与＋超過労働給与)

特別給与: 賞与、ベースアップの差額追給分、3ヶ月を超える期間で支給される給与、一時的突発的理由により支給される給与

所定内給与: 定期給与のうち、超過労働給与以外の給与

超過労働給与: 所定外労働時間の労働に対して支給される給与

所定外労働時間: 早出、残業、臨時の呼び出し、休日などの労働時間

常用労働者: 期間を定めず又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者や、日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇われた者

パートタイム労働者: 常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者